

令和2年度 経営方針

- 令和2年度経営方針は、市長公約や第4次長期総合計画、行政評価の結果を勘案した上で、今後における行政経営の指針として整理し、「市長の命」として明らかにするものである。
- 令和2年度の予算編成方針、組織編成や定員管理などは、本方針に基づき行うこととする。

令和元年9月

立 川 市

I 基本方針

～変革期を見据えたまちづくり～

令和2年度は、第4次長期総合計画・後期基本計画の初年度として新たなスタートをきる重要な年度となる。そして、同時に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした未来への継承に向けたイベント等が行われる年度でもある。

一方、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療、介護などの社会保障関係経費が急増する2025年問題を控えており、さらには都市インフラの老朽化対策や公共施設の再編を具体的に進めていくなど、令和2年度はこれから訪れる時代の変革期の序章となる。

また、人口構造の変化により地域社会の様相はますます変わりつつある。そのため、多様な主体と連携しあうネットワーク型社会に向け、情報の共有や地域資源の有効活用により、地域や組織の枠を超えた連携を進め、自治会をはじめとした地域団体を支援しつつ、安全・安心のまちづくりを推進していくことが必要である。

そうした背景をもとに、先の行財政問題審議会の答申では、基本的な考え方として、「後期基本計画における行政経営は、経営資源を最大限に活用しながら、地域や民間の多様な主体との連携を強化し、適切なサービス水準と最適なサービス提供手法を選択していくことを重視していく」と示している。

そのため、令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした交流を促進しつつ、来たるべき時代を見据えた準備として、施策を実施していく上での構造的な改革や多様な主体が連携していく仕組みの構築をスタートさせる。

このようなことから、令和2年度の経営方針は政策・施策を展開するにあたり、次の3つの視点を重視して取り組むこととする。

(1)積極的なシティプロモーション

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、施策の展開を進める際は、多様な手法を用いて地域の魅力を発信し、未来へ継承されるさまざまな交流の促進につなげる。

(2)持続可能な施策の展開

今後の財政負担の増加を見据え、施策の実施にあたっては、サービス持続性を重視し、費用対効果の視点から投入できる経営資源や対象の推移を考慮し、効率的・効果的な事務事業への再構築を積極的に進める。

(3)多様な主体との連携

これまで進めてきた民間や他の地方公共団体などとの連携をさらに促進するとともに、地域の多様な主体と情報や資源の共有を進め、持続可能な地域社会を構築していく。

II 重点取組施策

後期基本計画の5つの政策における重点取組施策を次のとおりとし、前述の基本方針に沿って取り組む。

1. 子ども・学び・文化

保育園については、引き続き多様な保育サービスの周知や相談支援により待機児童対策を行うとともに、保育の質の確保に取り組む。同時に学童保育所の待機児童解消に向けた取組を進める。また、幼児教育・保育の無償化制度にともなう子育て世帯への支援を継続する。

学校教育においては、「立川市民科」等の取組を通して培ってきたネットワーク型の学校経営を基に、コミュニティスクールのさらなる充実を図り児童生徒の「学ぶ力」を豊かにしていく。あわせて配慮を必要とする子どもたちのため、教育環境の整備等を進める。

2. 環境・安全

地球規模での温暖化による気象変動は著しく、国内における豪雨被害のリスクも高まるなど、市民生活への安全対策はますます重要度を増して来ている。治水対策をはじめ、近隣自治体との連携を通じた空堀川流域などの雨水対策事業を進めながら広域的な防災機能の強化を進める。

また、新清掃工場の建設に着手し、事業を着実に推進するとともに、引き続き、現清掃工場の安定稼働のもと、家庭ごみや事業系ごみの減量とリサイクルの推進に取り組む。

3. 都市基盤・産業

東京都施工となる立3・3・30号立川東大和線の事業進捗にあわせ、市施工の立3・2・10号緑川通り線及び立鉄中付第1号線の事業に着手するとともに、引き続き公共下水道緑川幹線の改築を進める。既存の都市インフラに対するマネジメントの視点や特定生産緑地指定による農地の保全など、良好な市街地環境の維持に努める。

また、都市軸沿道地区のまちづくりの進展と、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、新たに創出される本市の魅力の発信に取り組む。

4. 福祉・保健

超高齢社会への対応のため、医療・介護・予防の一体的な提供と、住まいや多様な生活支援の提供を地域との協働・支えあいにより推進し、地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組む。

また、地域との協働・連携を進める中で 8050 問題など高齢者や障害者世帯を取り巻く複雑化・複合化する諸問題に対し、地域包括支援センターで行う相談・支援体制の充実を図る。

5. 行政経営・コミュニティ

行政の役割や適正なサービス水準等を分析し、市の持つ経営資源を有効に活用した行政経営を推進する。公共施設の再編は、市民検討を踏まえ具体的な施設整備計画に向け検討を進める。

また、若年層や子育て世代等の多様な世代が自治会活動等へ参加し、活躍できる場となるよう、引き続き自治会等地域コミュニティの活性化に向けた支援を行い、協働・連携に取り組む。

III 重点改革事項

1. 公有財産の有効活用

○歳入の増加や維持管理コストの削減に民間活力を積極的に活用する。

2. 民間委託等の推進

○民営化した保育園の検証及び今後の方向性を検討する。

○中央図書館の窓口業務などへの民間活力導入の検討を引き続き進める。

3. 受益者負担の適正化

○玉川上水駅周辺の自転車駐車場について、新たな運営手法の導入を検討する。

○国保財政健全化計画などに基づき国民健康保険料の改定を行う。

4. 業務の効率化

○働き方改革の視点から、市職員が担っている業務プロセスへAIやロボティクスなどの新しい技術を積極的に導入し、時間外勤務の縮減など業務の効率化を進める。

なお、事務事業の見直しについては、本方針をもとに行政評価及び予算編成過程を通じて行うものとする。